

令和元年度第6回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和1年9月26日(木) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和1年9月26日(木) 午後2時

出席委員 14名

1番 伊藤 正敏      2番 酒井 温司      3番 浅井 尊弘      4番 八木 一広

5番 中野 浩光      6番 三宅 正恭      7番 日下部錠一      8番 岩田 房喜

9番 石塚 芳政      10番 後藤 正臣      11番 林 秀雄      12番 水野 格廉

13番 石川 雄二      14番 櫻井 重利

農地利用最適化推進委員 3名

早川 由信

猪子 勝三

堀田 啓

欠席委員

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長

主 事 石塚 正己、日下部 錬

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件

議案第12号 農地法5条の規定による許可申請 ..... 4件

(2) 報告案件

報告第11号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 ..... 2件

報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 ..... 10件

2 その他

会

長 こんにちは。

日も短くなり、涼しくなってきましたが、まだまだ日中は暑い時もあります。

また、これから収穫の秋を向かえるということで多忙な時期に入ってきます。

体調の管理だけでなく、農作業中の怪我等にも十分注意していただきたいと思います。

では、只今から、令和元年度第6回清須市農業委員会を開催いたします。

本日の出席議員は14名で、定足数に達していることをご報告いたします。

また、農地最適化推進委員は3名全員出席しております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、本日は1番伊藤 正敏委員と2番 酒井 温司委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

(1) 議決案件について

【議案第12号】

・農地法5条の規定による許可申請 …………… 4件

(2) 報告案件について

【報告第11号】

・農地法第4条第1項第7号の規定による届出 …… 2件

【報告第12号】

・農地法第5条第1項第6号の規定による届出 …… 10件

それでは、【議案第12号】 農地法第5条第1項の規定による許可申請4件を議題といたします。

13番から事務局に説明を求めます。

事務局

1ページ目、議案12号、番号13をご覧ください。

申請地は、清須市春日野田町\_\_\_\_\_番、登記、現況共に畑で面積は\_\_\_\_m<sup>2</sup>です。

貸人及び借人は議案書のとおりです。分家住宅建築のための使用貸借権設定の農地転用になります。

申請者は、現在、清須市の共同住宅において妻と子どもの3人で暮らしており、今回、将来を見据え実家の周辺で住居の検討をしました。申請者夫妻には自己所有の土地がなく、実家周辺の分譲住宅を検討しましたがなかなか見つからず、祖父、両親に相談したところ祖父が所有する申出地の利用を勧められ、本申請に至りました。

申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地のため、立地基準は第3種農地になり、原則許可になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、櫻井委員ですが  
櫻 井 委 員 特に問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、14番、事務局に説明を求めます。

事 務 局 1ページ目、議案12号、番号14をご覧ください。

申請地は、春日河原\_\_\_番地、登記、現況共に畑で面積は\_\_\_㎡です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。資材置場造成のための一時転用です。

申請者の\_\_\_\_\_は、北名古屋市に本社を置き、建設業を主な業務とする法人です。転用の目的は、市の公共事業である春日河原地内の道路工事に伴い、工事場所に近く、周辺住民の迷惑にならない当申請地に新たに一時的に資材置場を造成するというものです。

申請地は、JR清洲駅から概ね\_\_\_m以内の区域にある農地のため、立地基準は第2種農地であると判断し、許可基準は運用通知の オ-

(イ) 周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものに該当します。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は林委員になりますが。

林 委 員 特に問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、15番、事務局に説明を求めます。

事 務 局 1 ページ目、議案12号、番号15をご覧ください。

申請地は阿原九丁田\_\_\_\_で、登記、現況共に田で面積は合計\_\_\_\_m<sup>2</sup>です。

借人及び貸人は議案書のとおりです。工場・事務所・寄宿舍建設のための所有権移転の農地転用です。

申請者の\_\_\_\_は、街路改良工事に伴う収用事業に協力し工場・事務所等がある土地を収用されることになり、残った土地で工場等の立替を検討していましたが、現状の建物よりも小さい規模の建物しか建築できず業務に支障をきたすため、新たな土地をさがしていたところ当申請地を譲っていただけるという話があり申請に至りました。

申請地は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が10ha未満であることから、立地基準は第2種農地であり、許可基準は運用通知のオ-(イ)-a土地収用法第26条第1項の告示に係る事業の用に供するもの、に該当します。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は八木委員になりま

すが。

八 木 委 員 特に問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、16番、事務局に説明を求めます。

事 務 局 2ページ目、議案12号、番号16をご覧ください。

申請地は阿原九丁田\_\_\_\_で、登記、現況共に田で面積は合計\_\_\_\_㎡です。

借人及び貸人は議案書のとおりです。野天駐車場のための所有権移転の農地転用です。

こちらの案件は先ほどの番号15の工場・事務所等と併設して建設される駐車場であり立地基準・許可基準ともに先ほどの番号15と同様です。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は八木委員になりますすが。

八 木 委 員 こちらも問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、【報告第11号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さ

んは、何かありましたらお願いします。

事務局 では、読み上げさせていただきます。

番号 18、清洲天王北\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

中野委員 特に問題ありません。

事務局 番号 19、寺野美鈴\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

浅井委員 特に問題ありません。

事務局 農地法第4条第1項第7号の規定による届出については以上になります。

会長 以上の件について、何か質問等ありませんか。

続きまして、【報告第12号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局 では、読み上げさせていただきます。

番号 42、西市場四丁目\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

日下部委員 特に問題ありません。

事務局 番号 43、春日振形\_\_\_\_で登記、現況共に田です。

早川委員 特に問題ありません。

事務局 番号 44、桃栄二丁目\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

堀田委員 特に問題ありません。

事務局 番号 45、朝日城屋敷\_\_\_\_で登記畑、現況雑種地です。

猪子委員 特に問題ありません。

事務局 番号 46、花水木一丁目\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

岩 田 委 員 特に問題ありません。

事 務 局 番号 47、清洲菅田\_\_\_\_で登記、現況共に田です。

中 野 委 員 特に問題ありません。

事 務 局 番号 48、阿原神門\_\_\_\_で登記畑、現況雑種地です。

八 木 委 員 特に問題ありません。

事 務 局 番号 49、西枇杷島町十軒裏\_\_\_\_で登記田、現況畑です。

伊 藤 委 員 敷地内に物が建っているが始末書はないのか。

事 務 局 使者に連絡して確認いたします。

事 務 局 番号 50、土田三丁目\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

岩 田 委 員 特に問題ありません。

事 務 局 番号 51、鍋片二丁目\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

浅 井 委 員 特に問題ありません。

事 務 局 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出については  
以上になります。

会 長 以上の件について、何か質問等ありませんか。  
それでは、その他、へ移ります。事務局何かありますか。

事 務 局 ・農業センサスについて

会 長 それでは、次回の開催について確認します。  
令和元年 1 0 月 2 5 日、金曜日、午後 2 時から、場所は清須市役所  
南館 3 階大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願ひします。  
以上で令和元年度第 6 回農業委員会を閉会します。  
本日はご苦勞様でした。

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「 番地」、農地の地番は「 番」との表記で省略して記載しています。